

草津市公報

発行日 令和2年6月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 11 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例	
草津市長等の令和2年6月における期末手当の特例に関する条例(職員課)	2
◎ 訓 令	
草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令(住宅課)	2
◎ 告 示	
令和2年度草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金給付事業実施要綱(子ども家庭課)	2
草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱(子育て相談センター)	4
草津市同和対策本部設置要綱の一部を改正する要綱(人権政策課)	5
草津市人権擁護推進本部設置要綱の一部を改正する要綱(人権政策課)	5
草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱(人権政策課)	5
草津市ICT戦略特別推進員設置要綱(職員課)	6
草津市特別定額給付金給付事業実施要綱(特別定額給付金推進室)	6
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の廃止について(生活支援課)	9
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の廃止について(生活支援課)	10
公示送達について(税務課)	10
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について(生活支援課)	10
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課)	11
令和2年度草津市一般廃棄物処理実施計画について(資源循環推進課)	11
都市計画の用途地域の変更について(都市計画課)	11
都市計画の地区計画の変更について(都市計画課)	11
草津市議会定例会の招集について(総務課)	12
令和2年度草津市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱(子ども家庭課)	12
公示送達について(税務課)	16
公金の収納および徴収事務の委託について(広報課)	16
指定代理納付者の指定について(広報課)	16
草津市居宅介護支援事業所の廃止について(介護保険課)	17
公示送達について(納税課)	17
公示送達について(生活支援課)	18

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	18
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	19
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	19
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	22
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	25
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	26
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	28
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	31
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	32
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	32
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	33

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	33
---------------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	34
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の有効期間満了について（上下水道総務課）	34
草津市指定下水道工事店の営業所の異動について（上下水道総務課）	35
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	35
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	35
草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	36

条 例

草津市長等の令和2年6月における期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年5月28日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第19号

草津市長等の令和2年6月における期末手当の特例に関する条例

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の特例)

第1条 市長および副市長の令和2年6月に支給される期末手当の額については、草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)第2条第3項の規定にかかわらず、零とする。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第2条 教育長の令和2年6月に支給される期末手当の額については、草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)第3条第2項の規定にかかわらず、零とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年5月28日掲示済み)

訓 令

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年5月27日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第9号

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程(令和元年草津市訓令第1号)を次のように改正する。

第3条第1項中「、総合政策部専門理事(人権政策

担当)」を削る。

付 則

この訓令は、令和2年5月27日から施行する。

(令和2年5月27日掲示済み)

告 示

草津市告示第173号

令和2年度草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金給付事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月18日

草津市長 橋川 渉

令和2年度草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々な活動の自粛等による影響により、生活のしづらさや経済的負担が増していると考えられる児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)および草津市就学援助費給付要綱(平成29年草津市告示322号)による就学援助費(以下「就学援助費」という。)を受給する家庭に対する暫定的・臨時的な支援を目的として実施する児童扶養手当または就学援助費受給者支援金(以下「受給者支援金」という。)給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受給者支援金 前条の目的を達するために、草津市(以下「市」という。)によって給付される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 前号の受給者支援金が支給される者をいう。
- (3) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の要保護者をいう。

(受給者支援金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、受給者支援金を支給する。

(支給対象者)

第4条 受給者支援金の支給対象者は、令和2年5月13日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、要保護者に該当しない者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において児童扶養手当の支給対象となる者
- (2) 基準日において児童扶養手当の支給要件を満たす者のうち、令和2年8月31日までに児童扶養手当の認定請求を行い、支給の対象となった者
- (3) 令和2年4月1日において小学校1年生から中学校3年生までの児童または生徒の保護者であって、令和2年3月31日において就学援助費の給付を受けている者
- (4) 基準日において、就学援助費の認定要件に該当する者のうち、令和2年8月31日までに就学援助費の給付申請をし、受給の対象となった者

(受給者支援金の額)

第5条 受給者支援金の額は、次の各号に掲げる者1人につき3万円とする。ただし、各号のいずれにも該当する場合にあっては、第1号にのみ該当する者とみなす。

- (1) 児童扶養手当の支給対象である児童
- (2) 就学援助費の給付対象である児童または生徒
(支給の申込等)

第6条 市は、支給対象者に対し、受給者支援金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みに対し、受給者支援金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、前項で定める申込みの日から7日以内にその旨を申し出るとともに、速やかに草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金受給拒否の届出書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の受給の拒否の申し出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、受給者支援金を支給する。

(支給の方式)

第7条 市長は、第1号に掲げる方式により、支給対象者の保護者に対して受給者支援金の支給を行う。ただし、受給者支援金の支給に支障が生じる恐れが

ある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる支給方式により支給を行う。

- (1) 児童扶養手当・就学援助費振込口座振込方式
支給決定時点における支給対象者が児童扶養手当の振込先として指定した口座または就学援助費の振込先として指定した口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 支給対象者が草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金支給口座登録等の届出書(別記様式第2号)により届け出た指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 第1号の口座の解約、凍結その他やむを得ない事由により、口座への振込ができない場合において、支給対象者が草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金支給口座登録等の届出書(別記様式第2号)にて届け出ることにより、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(支払いができない場合の取扱い)

第8条 市長は、第6条第3項の規定による支給決定を行った後、支給決定時点における支給対象者が児童扶養手当または就学援助費の振込先として指定した口座(支給前までに指定口座の変更を届け出た場合は、当該届け出た指定口座)に受給者支援金の支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和2年12月25日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合においては、第6条1項の申込みを撤回する。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、受給者支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対し、支給を行った受給者支援金の返還を求めらる。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 受給者支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

様式第1号(第6条第2項関係)

草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金受給世帯の届出書

草津市長あて

- 1. 私は、「草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名 印

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所
※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、紙幣等の写し

様式第2号(第7条第2号、第3号関係)

草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金支給口座登録等の届出書

草津市長あて

年 月 日

1. 届出者・申請者

Table with columns: 氏名, 生年月日, 現住所, 電話番号, 住所. Includes fields for name, date of birth, current address, phone number, and address.

2. 新規振込先指定口座

(児童扶養手当または就学援助費を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

□ア 指定の金融機関口座(原則、1の届出者の口座とします。)への振込みを希望

Table with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義. Includes fields for financial institution name, branch name, category, account number, and account name.

※ゆうちょ銀行を指定された場合は、「ゆうちょ銀行」を指定してください。

※ゆうちょ銀行以外の口座を指定する場合は、「ゆうちょ銀行」を指定しないでください。

□イ 窓口での現金支給を希望

※申請者の住所が変更になった場合、申請した届出に届くまで現金支給ができません。

□ロ 届出理由

【誓約・同意事項】

- (1) 草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金の支給条件に該当します。
(2) 草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金の支給条件の該当性を審査するため、市が必要と認める情報の提供を行うことと必要と認める資料の行政機関等に求めることに同意します。
(3) 必要と認められない場合は、関係機関の照会を行います。
(4) この届出書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(5) 市が支給決定をした後、届出書の不備により照会等の事由により支給が完了せず、かつ、令和2年12月25日までには、市が届出書に連絡・確認できない場合に、受給者支援金が支給されないことに同意します。
(6) 給付金の受給時、草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金の支給条件に該当しないことが判明した場合には、草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金を返還します。

振込先金融機関口座指定用紙
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義名(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(2. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。)

本人確認用紙
(2. 受取方法にイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

(令和2年5月18日揭示済み)

草津市告示第174号

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月20日

草津市長 橋川 渉

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱(平成22年草津市告示第50号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項、別記様式第3号および別記様式第4号中「4月10日」を「4月5日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

(令和2年5月20日揭示済み)

草津市告示第175号

草津市同和对策本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月19日

草津市長 橋川 渉

草津市同和对策本部設置要綱の一部を改正する要綱
草津市同和对策本部設置要綱（昭和52年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「および総合政策部専門理事（人権政策担当）」を削る。

付 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

（令和2年5月19日揭示済み）

草津市告示第176号

草津市人権擁護推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月19日

草津市長 橋川 渉

草津市人権擁護推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

草津市人権擁護推進本部設置要綱（平成11年草津市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「および総合政策部専門理事（人権政策担当）」を削り、同条第5項中「総合政策部総括副部長」を「総合政策部副部長（人権政策担当）」に改め、同条第6項中「（総合政策部総括副部長を除く。）」を削る。

付 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

（令和2年5月19日揭示済み）

草津市告示第177号

草津市同和对策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月19日

草津市長 橋川 渉

草津市同和对策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市同和对策推進委員会設置要綱（平成4年草津市告示第146号）の一部を改正する要綱の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条第1項関係）

所 属
総合政策部副部長（人権政策担当）
企画調整課長
職員課長
人権センター所長
経営戦略課長
財政課長
税務課長
まちづくり協働課長
商工観光労政課長
農林水産課長
生活支援課長
障害福祉課長
健康増進課長
長寿いきがい課長
介護保険課長
保険年金課長
子ども家庭課長
発達支援センター所長
子育て相談センター所長
幼児課長
都市計画課長
道路課長
住宅課長
上下水道総務課長
教育総務課長
児童生徒支援課長
議事庶務課長

付 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

（令和2年5月19日揭示済み）

草津市告示第178号

草津市ICT戦略特別推進員設置要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月20日

草津市長 橋川 渉

草津市ICT戦略特別推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、情報通信技術（以下「ICT」という。）の活用を推進することにより、市民サービスの利便性の向上と地域社会の維持・発展および行政運営の効率化に資するために、ICT戦略特別推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任命)

第3条 推進員は、ICTおよびその活用方法に関する広い識見を持ち、行政手続の電子化および公共分野におけるICTの活用に精通した者のうちから市長が任命する。

(職務)

第4条 推進員は、リーダーシップを発揮し、各部局および関係機関との調整を図りながら、草津市情報化推進計画に基づき、市のICT戦略およびそれに関連する業務の推進に関する職務を行う。

(服務)

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(任期)

第6条 推進員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第7条 推進員には、報酬を支給するものとし、報酬

の額は、草津市特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

2 推進員が公務のために旅行するときは、報酬条例第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第8条 推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

(災害補償)

第9条 推進員の公務上の災害については、草津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年草津市条例第32号）の規定により補償するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

(令和2年5月20日揭示済み)

草津市告示第179号

草津市特別定額給付金給付事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月22日

草津市長 橋川 渉

草津市特別定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものとして実施する特別定額給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特別定額給付金」とは、特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱(令和2年4月30日付け総行政第78号総務大臣通知)に基づく特別定額給付金で、市によって給付するものをいう。

(給付対象者および申請・受給権者)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、特別定額給付金を給付する。

2 特別定額給付金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、令和2年4月27日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものおよび基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。)とする。

3 特別定額給付金の申請をし、給付を受ける者(以下「申請・受給権者」という。)は、以下に掲げる者とし、第2号から第6号に掲げる者に関する事項については、特別定額給付金給付事業実施要領(令和2年4月30日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡)に定めるところによる。

- (1) その者の属する世帯の世帯主(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))

- (2) 基準日において、配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしていない者およびその同伴者であって、基準日において、草津市にその住民票を移していない者で、一定の要件を満たし、その旨を申し出たもの

- (3) 基準日において、虐待等により、草津市に所在する児童福祉施設等に入所等している児童等

- (4) 基準日において、養護者から虐待を受けたことにより、障害者支援施設等に入所等の措置が採られている障害者および高齢者

- (5) いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者であって、基準日の翌日以降、草津市において住民基本台帳に記録されたもの

- (6) 現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると草津市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受けた市長が相当と認めたもの

(給付額)

第4条 特別定額給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(給付対象者リストの作成)

第5条 市は、特別定額給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者、申請・受給権者、申請・受給権者ごとの給付額、住民基本台帳における住所等を記載した給付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき給付を行う。

(給付開始日および給付申請期限)

第6条 特別定額給付金に係る市の給付申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 給付申請期限は、郵送による申請受付開始日から3か月以内とする。

(申請方式)

第7条 市は、リストに基づき、申請・受給権者に対し、特別定額給付金申請書(別記様式)を送付し、およびオンライン申請の受付を行う。

- 2 申請・受給権者による申請は、次の各号の方式のいずれかにより行うことを基本とする。

- (1) 郵送申請方式 申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出する方式

- (2) オンライン申請方式 個人番号カードを所有する申請・受給権者が、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から電子申請を行う方式

(本人確認方法)

第8条 給付に当たっては、郵送申請方式の場合においては、公的身分証明書等により、本人確認を行ったうえで、給付を決定するものとする。

2 公的身分証明書等による本人の確認方法については、住民基本台帳法の規定に基づく、住民票の写し等の交付を受ける際の本人の確認方法と同様の取扱いとし、その際に必要な書類の写し等については、申請・受給権者が申請書に添付するものとする。

3 オンライン申請方式の場合においては、電子署名により本人確認を行う。

(口座確認方法)

第9条 申請・受給権者が口座への振込みを希望する場合の口座の確認方法については、通帳、キャッシュカードまたはインターネットバンキングの画面等の写しにより行うものとし、郵送申請方式の場合においては、申請・受給権者が申請書に添付し、オンライン申請方式の場合においては、申請・受給権者がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面からアップロードするものとする。

(代理による申請)

第10条 申請・受給権者に代わり、代理人として第7条の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人等）
- (3) 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が特別定額給付金の給付の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、当該代理人の本人確認ができなかった場合または本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

(給付決定等)

第11条 市長は、第7条または前条の規定により申請を受け付けた場合には、速やかに内容を確認のうえ、給付を決定し、当該申請・受給権者（その代理人を含む。）に対し特別定額給付金を給付するものとする。

2 給付の方式については、申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込むことを基本とする。

3 市長は、申請・受給権者が窓口での現金による給付を希望している場合は、振込みによる給付が困難な場合に限り、窓口の場所および給付の日程を決定し、申請・受給権者に対し通知を行うものとする。

4 前項の場合において、申請・受給権者は、同項で指定された日時に、指定された窓口まで通知、公的身分証明書等および印鑑を持参して給付を受けるものとする。

(特別定額給付金の給付等に関する周知等)

第12条 市は、特別定額給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者および申請・受給権者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市が第7条第1項の規定に基づく申請書等の文書の送付およびオンライン申請の受付を行い、前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から給付申請期限までに第7条第2項または第10条の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給権者が特別定額給付金の受給を辞退したものとみなすものとする。

2 市が第11条の規定に基づき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請・受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、市が確認等に努めたうえでなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

(給付金の返還)

第14条 市長は、申請・受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に給付を受けた特別定額給付金の返還を求めるものとする。

- (1) 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合
- (2) 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合

(3) 偽りその他不正の手段により特別定額給付金の給付を受けた場合

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第15条 特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、特別定額給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

別記

様式(第7条第1項関係)

(令和2年5月22日揭示済み)

草津市告示第180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月25日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
眞下草津医院	草津市野村二丁目 22番8号	令和2年4月30日

(令和2年5月25日揭示済み)

草津市告示第181号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
眞下草津医院	草津市野村二丁目 22番8号	令和2年4月30日

(令和2年5月25日揭示済み)

草津市告示第182号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月27日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書
3件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年6月3日に送達があったものとみなす。

平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書

氏名	住所	課税区分	課税標準
1 1750003 下川 武雄	草津市野村二丁目11番6号	1	1166500
2 1750010 下川 武雄	草津市野村二丁目11番8号	1	1205000
3 1751125 下川 武雄	草津市野村二丁目11番8号	1	6515000

(令和2年5月27日揭示済み)

草津市告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年5月27日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
眞下草津医院	草津市野村二丁目 22番8号	令和2年5月1日

(令和2年5月27日揭示済み)

草津市告示第184号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年5月27日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
眞下草津医院	草津市野村二丁目22番8号	令和2年5月1日

（令和2年5月27日揭示済み）

草津市告示第185号

令和2年度草津市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和2年度草津市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第7条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年5月27日

草津市長 橋川 渉

（令和2年5月27日揭示済み）

草津市告示第186号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、

大津湖南都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年5月29日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画 用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

草津市南草津二丁目の一部

3 図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

（令和2年5月29日揭示済み）

草津市告示第187号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年5月29日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画 野路西部地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

草津市野路町の一部、南草津一丁目の全部、南草津二丁目の全部、南草津三丁目の全部、南草津四丁目の一部、南草津五丁目の一部

3 図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

（令和2年5月29日揭示済み）

草津市告示第188号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和2年6月5日

2 場 所 草津市議会議場

(令和2年5月29日揭示済み)

草津市告示第189号

令和2年度草津市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年5月29日

草津市長 橋川 渉

令和2年度草津市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」(令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する、令和2年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金 前条の目的を達するために、草津市(以下「市」という。)によって給付される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる子育て世帯への臨時特別給付金(以下「子育て特別給付金」という。)が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。

(4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

(5) 対象児童 別表第2に掲げる者をいう。

(子育て特別給付金の支給等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て特別給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市長は、一般支給対象者に対し、子育て特別給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みに対し、子育て特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、前項の申込みの日から14日以内にその旨を申し出るとともに、速やかに子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の受給の拒否の申し出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て特別給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 市長は、一般支給対象者に対して、第1号に掲げる方式により子育て特別給付金の支給を行う。ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことまたは死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により支給を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 子育て特別給付金の支給決定時点において児童手当の振込先として指定している口座(支給決定時点で本市において児童手当の受給資格が消滅している場合は、市が直近の児童手当の振込みをした口座)に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 一般支給対象者が令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(別記様式第2号)により届け出た指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 一般支給対象者が令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等

の届出書（別記様式第2号）にて届け出ることにより、窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日および申請期限）

第6条 公務員支給対象者に対して支給する子育て特別給付金に係る市の申請受付開始日は、令和2年6月1日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和2年10月30日とする。

（公務員支給対象者に係る申請および支給の方式）

第7条 公務員支給対象者は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 公務員支給対象者による申請および市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

（公務員支給対象者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、子育て特別給付金を支給する。

（子育て特別給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、子育て特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の

方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者は子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（支払ができない場合の取扱い）

第12条 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、第5条第1号もしくは第2号の方式による指定口座に子育て特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月25日までに指定口座への振込みが口座解約、変更等によりできない場合は、第4条第1項の申込みを撤回する。第5条第3号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月25日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

2 市長は、第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他公務員支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て特別給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第14条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（細目）

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

支給対象者

1 子育て特別給付金は、令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。以下同じ。）に対して支給する。

2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）または中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことまたは死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1および2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1または2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童または中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親または左欄に掲げる施設入所等児童が入所もしくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>③ 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

計を別にしている当該者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合

別表第2（第2条第5号関係）
対象児童

別表第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童および同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、または死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童もしくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。）とする。

別記
様式第1号(第4条第2項関係)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書

草津市長宛

- 私は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 本届出により、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名または捺印を併用

届出者連絡先 _____

本人確認書類貼付箇所

※本人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、健康等の写し

処理欄 支給申込み日 年 月 日 受給拒否申し込み日 年 月 日

様式第2号(第5条第2号、第3号関係)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

申請者情報欄: 草津市 草津市 草津市

1. 届出者・申請者(児童手当を受給している方)

届出者・申請者情報表 (氏名、生年月日、届出期間)

2. 新指定口座(児童手当を受給している本人名義の口座に限ります。)

指定口座情報表 (金融機関名、支店名、口座番号)

【誓約・同意事項】
(1)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
(2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な記録等の公開等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることを行います。
(3)公開等が得られない場合は、審査要領の取扱いを行います。
(4)この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(5)市区町村が支給決定をした後、届出者の不備による返戻金控除等の事由により支給が完了せず、かつ、令和2年12月31日までに、市区町村が保留に置かれ、確認できない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないこととなります。
(6)給付金の支給額、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限超過以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

届込先金融機関口座確認書類
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(3. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。)

本人確認書類
(3. 受取方法にイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

様式第3号(第7条第1項関係)

公務員 子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)

申請者情報欄: 草津市 草津市 草津市

申請・請求書情報表 (申請者名、性別、生年月日、申請・請求書の種別)

2. 対象児童
令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。

対象児童情報表 (氏名、性別、生年月日、所得制限超過の有無)

3. 申請・請求額
対象児童数 人 申請・請求額 円

公務員児童手当受給状況証明書
この欄は、所屬庁が記入しますので、申請・請求書は記入しないでください。
※特別給付の対象の方(児童手当の所得制限超過の方)は証明されません。
申請内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人の対象児童に係る
令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の受給者であること等について証明します。
令和2年 月 日 証明者 印

4. 受取方法
児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込
※届込先金融機関口座確認書類を添付してください。

届込先金融機関口座確認書類 (金融機関名、支店名、口座番号)

【誓約・同意事項】
(1)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
(2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な記録等の公開等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることを行います。
(3)公開等が得られない場合は、審査要領の取扱いを行います。
(4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(5)市区町村が支給決定をした後、届出者の不備による返戻金控除等の事由により支給が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者が確認できない場合には、市区町村は返戻金控除が取り下げられたものとみなします。
(6)給付金の支給額、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限超過以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

届込先金融機関口座確認書類
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

草津市告示第190号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月29日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年6月5日に送達があったものとみなす。

氏名	住所
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

(令和2年5月29日揭示済み)

草津市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納および徴

収の事務を委託するので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年6月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金の収納および徴収	株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

(令和2年6月1日揭示済み)

草津市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第19条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定代理納付者の名称および所在地

- (1) 名称 株式会社トラストバンク
- (2) 所在地 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 指定代理者に納付させる歳入

インターネットや携帯電話、コンビニエンスストア、ペイジーを利用して納付する草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(令和2年6月1日揭示済み)

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府茨木市西中条町3番301号 株式会社 長屋洋行 代表取締役 長屋 正宏	草津市追分南二丁目字向山 784番2 外11筆	11,936.03㎡	令和2.5.19	1475

(令和2年5月19日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年5月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市笠山二丁目4番53号 有限会社 フクイチ 代表取締役 福田 光子	草津市笠山二丁目字笠山266 番 外1筆	2,578.68㎡	令和2.5.20	1476

(令和2年5月20日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基
づき次のとおり公告する。

令和2年5月20日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

(1) 契約番号 5021-017

- (2) 工事名 市営住宅屋根改修工事
- (3) 工事場所 草津市木川町他
- (4) 工事概要 2階勾配屋根葺替え工事
セキスイヒ瓦（アスベストレベル
3）撤去
スレート瓦新設 他
その他工事
塩ビ波板葺替え（塗装補修含む）
樋の撤去・新設

テレビ共聴設備改修

- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年2月5日まで
- 2 予定価格 128,724,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 滋賀県彦根市城町1-7-14
計画工房IT株式会社
- なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和2年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされ

ている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
- ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
- エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
- (1) 配布期間 令和2年5月20日午前9時から令和2年6月19日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
- (1) 受付期間 令和2年5月20日午前9時から令和2年5月29日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年6月2日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。
- 8 入札書等の提出
- (1) 入札書受付期間 令和2年6月22日午前9時から令和2年6月23日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

(イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

(エ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

(オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

(カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

(キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

(ク) 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和2年6月24日 午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係

る費用は、入札参加希望者の負担とする。

- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年5月20日掲示済み）

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告
市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づ

き、次のとおり公告する。

令和2年5月22日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売却物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
02020101	デジタルコードレスファクシミリ	シャープ UX-310CL	3,000円 (300円)
02020102	ビデオカセットレコーダー	シャープ VC-N20	1,000円 (100円)
02020103	小型机(E) 4台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60× H51cm	4,000円 (400円)
02020104	小型机(D) 8台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60× H39～51cm	8,000円 (800円)
02020105	小型机(G) 6台 (直接引き取り限定)	不明 W90×D45× H52cm	6,000円 (600円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をい

- う。)が暴力団員に該当する者
- エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者
- カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者
- キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者(その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。)
- ク 日本国内に住民登録(法人の場合は、法人登記)がない者
- ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにヤフー・官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和2年5月22日(金)から令和2年7月13日(月)まで
- (2) 場所 草津市ホームページ(インターネット公有財産売却ページ)および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和2年5月28日(木)午後1時から令和2年6月15日(月)午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込(本申込)登録をおこなう。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き(本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売払物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和2年6月3日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 **【小型机以外】**
草津市役所本庁舎 地下1階(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)
【小型机】
旧草津市立第六保育所 1階(滋賀県草津市大路二丁目11番35号)
- (3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。
- 9 入札期間、開札の日時、場所および方法
- (1) 入札期間 令和2年6月29日(月)午後1時から令和2年7月6日(月)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和2年7月6日(月)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和2年7月8日(水)午後5時
- 10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和2年5月26日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和2年7月20日（月）までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める

消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存

期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 077-561-2305
FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和2年5月22日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年5月26日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町1382番地 田村 健次	草津市矢橋町字中庄司1902番 1	495.00㎡	令和2.5.26	1477

(令和2年5月26日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年5月27日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-010
- (2) 工事名 玉川中学校配膳室増築工事
- (3) 工事場所 草津市野路東三丁目
- (4) 工事概要 配膳室増築
構造：鉄骨造4階建
増築面積137.40㎡
1階 42.78㎡ 2階 31.54㎡
3階 31.54㎡ 4階 31.54㎡
- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年1月29日まで

- 2 予定価格 112,041,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定

を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

滋賀県草津市南山田町1037番地
有限会社馬場工務店
滋賀県栗東市手原七丁目1番35号
株式会社織田建築設計室

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和2年5月27日午前9時から令和2年6月29日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和2年5月27日午前9時から令和2年6月5日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年6月9日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和2年6月30日午前9時から令和2年7月1日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付

して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

(イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

(エ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

(オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

(カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

(キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

(ク) 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和2年7月2日 午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限

		る。		(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
	(2) 積算疑義申立方法	草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。		(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
12	入札の無効			(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。			(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
	(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。			(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
	(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。			(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
13	契約条項を閲覧する場所	草津市総務部契約検査課		(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
14	現場説明	無	入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。	21 入札に関する問い合わせ先 草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）
15	入札保証金	免除	ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。	(令和2年5月27日揭示済み)
16	前金払	可	草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。 なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。	公 告 条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。 令和2年5月27日 草津市長 橋 川 渉
17	中間前金払	可	草津市建設工事執行規則により行う。	1 工事概要等
18	部分払	可	草津市建設工事執行規則により行う。	(1) 契約番号 5021-011
19	契約保証金	要	落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。	(2) 工事名 老上中学校配膳室増築工事
20	その他必要事項			
	(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。			
	(2) 共同企業体での参加は認めない。			
	(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。			

- (3) 工事場所 草津市矢橋町
- (4) 工事概要 配膳室増築
 構造：鉄骨造4階建
 増築面積128.35㎡
 1階 44.14㎡ 2階 28.07㎡
 3階 28.07㎡ 4階 28.07㎡
- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年1月8日まで
- 2 予定価格 96,953,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
 また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
 滋賀県草津市青地町213番地1
 ディアコート青地Ⅱ3階事務所
 プランニングワイズ
 滋賀県東海市手原七丁目1番35号
 株式会社織田建築設計室
 なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和2年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
 ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
 エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
- (1) 配布期間 令和2年5月27日午前9時から令和2年6月26日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
- (1) 受付期間 令和2年5月27日午前9時から令和2年6月5日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
 E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年6月9日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
 なお、回答に対する再質問について

は受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和2年6月29日午前9時から令和2年6月30日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
- (イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- (ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
- (エ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し
- (オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
- (カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
- (キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
- (ク) 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和2年7月1日 午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していること

から、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立て者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行

保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年5月27日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年5月29日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢倉一丁目2番33-205号 リバーコート 大林 聡史	草津市山田町字長淵28番2 外1筆	165.38㎡	令和2.5.29	1478

(令和2年5月29日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年5月29日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市西渋川二丁目2番47-105号 フレグランス西渋川 松嶋 安伸	草津市山田町字長淵28番 外 2筆	211.61㎡	令和2.5.29	1479

(令和2年5月29日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年5月29日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市一里山六丁目2番17号 ブエナビスタ瀬田305号 曾我 卓之	草津市山田町字長瀬28番4 外2筆	285.14㎡	令和2.5.29	1480

(令和2年5月29日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年5月29日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市平井五丁目17番30-203号 セントロイエル平井 木村 仁帥、木村 史子	草津市山田町字長瀬28番5 外2筆	372.39㎡	令和2.5.29	1481

(令和2年5月29日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第13号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月1日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

2 場 所 教育委員会室

(令和2年6月1日掲示済み)

1 期 日 令和2年6月24日（水） 午後3時00分

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第5号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年6月1日

草津市農業委員会
会長 本間道明

1 期 日 令和2年6月10日(水) 午後3時

2 場 所 草津市役所 8階大会議室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和2年6月1日掲示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第12号

草津市指定下水道工事店の有効期間満了について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定の有効期間の満了に際し、継続して指定しなかったため、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第12条第3号の規定により告示する。

令和2年6月1日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地
9	東海商会	北出 博文	草津市片岡町430番地
14	有限会社松田水道工業所	松田 寛	草津市矢橋町1377番地
44	積和建設近畿株式会社滋賀支店	長倉 秀則	栗東市糺一丁目5番3号
50	有限会社ナカムラ	中村 保	近江八幡市中村町18番地の12
67	株式会社青山工業所	山本 文彦	大津市京町一丁目1番25号
84	辰井設備工業	辰井 優	近江八幡市池田本町948番地の13
88	ツジソト株式会社	辻 雄一	近江八幡市音羽町7番地の1
144	有限会社南井商店	南井 嘉紀	栗東市林41番地
150	株式会社東設備	東 靖	湖南市菩提寺1459番地
155	株式会社山元工業	山元 壽一	湖南市石部口二丁目5番23号
174	ダイワ設備	武田 忠與	草津市山寺町707番地7
181	加藤設備	加藤 誠	大津市弥生町7番31号
184	株式会社ホームズ	辻 友二郎	甲賀市水口町東名坂308番地
190	有限会社南村水道設備	南村 英次	野洲市小篠原2113番地5
191	有限会社aks実設備	土田 実	栗東市下戸山673番地1
195	プロズ	林中 重道	草津市草津二丁目16番30号
199	有限会社山下技建	山下 順昭	栗東市上鉤173番地3
206	株式会社マツヤ	吉川 幸光	甲賀市甲南町竜法師792番地
209	テラダ電設	寺田 繁彦	彦根市松原二丁目12番16号
212	株式会社新栄管工業	土居 誠	彦根市小泉町919番地

236	今井設備	今井 満	大津市本堅田五丁目9番19号
240	クリーンシステム	生水 健太	草津市集町300番地1
242	有限会社中山管工業	中山 孝昌	野洲市比留田30番地8
245	ナクラ設備	名倉 久明	大津市秋葉台26-78
264	株式会社サトウ	佐藤 高久	東近江市小脇町1276番地2

(令和2年6月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第13号

草津市指定下水道工事店の営業所の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第4号の規定により告示する。

令和2年6月1日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 279 富村設備

	新	旧	異動年月日
営業所	守山市吉身六丁目4番36号	守山市吉身五丁目2番10号	令和2年4月1日

(令和2年6月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第14号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年6月1日

草津市長 橋川 渉

1 届出のあった指定給水装置工事事業者

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1290	環協株式会社	大田 吉久	京都市伏見区下鳥羽東芹川町50番地	075-622-0100
1291	株式会社アビコ設備	我孫子 卓哉	草津市青地町113番地4	077-562-5347
1292	株式会社大地興業	而浦 裕介	甲賀市水口町山1347番地68	0748-63-8841

2 指定有効期間

令和2年6月1日から令和7年5月31日まで

(令和2年6月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第15号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第1号の規定により告示する。

令和2年6月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1291	株式会社アビコ設備	我孫子 卓哉	草津市青地町113番地4	077-562-5347
1292	株式会社大地興業	而浦 裕介	甲賀市水口町山1347番地68	0748-63-8841

2 指定有効期間

令和2年6月1日から令和7年5月31日まで

(令和2年6月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第 16 号

草津市指定下水道工事店の取消について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により取り消したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 12 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 涉

指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地
54	アビコ設備	我孫子 芳治	草津市青地町 113 番地 4

（令和 2 年 6 月 1 日 掲 示 済 み）

